

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第61号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第61号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

+ ○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆予算特別委員長。

(安部 隆予算特別委員長登壇)

○安部 隆予算特別委員長 おはようございます。

今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号と、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の合計2議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月20日開催し、審査が行われたところであります。審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げます。

審査結果のみのご報告を申し上げます。

議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号については、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員より出されました質疑、意見については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第2、議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第62号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第63号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第63号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

委員会付託の省略について

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第4 議案第64号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する条例の設定について

日程第5 議案第65号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○佐々木謙二議長 それでは、日程第4、議案第64号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する

条例の設定について及び日程第5、議案第65号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第64号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化に資するため、一般職の職員の期末手当の支給割合を平成19年12月期分から4年間削減するためご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第65号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化に資するため、本年4月から施行しております市長、副市長及び教育長の給料の削減について、さらに1%上乘せし5%の削減率とするため、ご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明は終わりました。

1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第4 議案第64号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 まず、これ付託を省略して全員協議となっておりますので、ただいまの提案理由状況では中身がわからないと思います。先ほど総務・文教常任委員会の協議会で説明を受けたわけでありましてけれども、まずその中身、資料は出ておりますけど、中身と、当局と市職員労働組合の大変なご努力で合意を得た